

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 建設部 公園緑地課	番号 1
許認可等の内容		公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可	
根拠法令及び条項		都市公園法第5条第2項	
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市都市公園条例第8条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>公園施設の設置管理の許可の審査基準は次のとおり</p> <p>(1) 公園管理者が行うより公園施設の設置管理が、効率的かつ効果的に行うことができる場合</p> <p>(2) 公園所属自治会及び周辺住民が、公園管理者が行うより、権限の代行をした代行者が行うことを希望した場合</p> <p>公園施設の設置管理の変更の許可の審査基準は次のとおり</p> <p>許可した内容を変更した場合、変更した内容が公園施設の設置管理の審査基準において(1)、(2)の基準を満たした場合</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成26年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日	
	設定等年月日	平成26年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)	